

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものであるため、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日加害者に請求することになります。

**第三者による事故にあつてしまったら・
保険課へ速やかに連絡をお願いします。**
相手の住所・氏名・電話番号など、身元を確認しましょう。

第三者による行為に該当するものの例
・交通事故による負傷
（バイクや自転車による事故も含みます）
・不当な暴力や傷害行為による負傷
・他人が飼っているペットによる負傷 など

示談を結ぶ前にご連絡ください

保険課へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療保険が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談となる前に必ず保険課にご連絡ください。

【問合せ先】 保険課 ☎029-240-7113（直通）
安価で安心
ジェネリック医薬品を利用しましょう!!



一斉納税催告を実施中 税金の納め忘れはありませんか？

町では、町税を滞納している方に対し、一斉に催告書を送付しています。この催告書は、滞納町税についてお知らせし、指定期日までに納付するよう催告するものです。催告書が届いた場合には、早急に納税をしましょう。

税負担の公平性を保つため、催告に応じない方については、勤務先への給与の調査や取引先への売掛金の調査などの徹底した財産調査を行い、下記のような財産について差押えなどの滞納処分を実施していきます。

平成30年度滞納処分状況

財産区分	件数	換価額(千円)
不動産(土地・建物)	5	-
給与・賞与・年金・出資金	12	2,165
預貯金	74	4,047
生命保険	7	82
その他	8	481
計	106	6,775

※特別な事情(災害・疾病・失業など)により、納期限内の納付が困難な場合は、決してそのまま放置せず、事前連絡のうえ、必ず納税相談に来庁してください。

【問合せ先】 税務課 収納グループ ☎029-240-7104（直通）

町へのご意見をお寄せください

町では、町民の皆様から町の業務等に対するご意見などをお寄せいただき、それを町政に反映させることが大切であると考え「ご意見箱」を設置しています。どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

設置場所

- 茨城町庁舎 エントランスロビー
 - 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」 エントランス
 - 茨城町駒場庁舎(旧駒場小学校) 受付窓口
- 各設置場所にご意見用紙を準備しています。

※ご利用の際の注意点

町からの回答を希望される場合は、お名前・住所・電話番号・メールアドレス(メールでの回答を希望される場合)を必ずご記入ください。

いただいたご意見の要旨と町からの回答は、個人情報を除き広報紙やホームページで公表させていただく場合があります。

町ホームページの「ご意見箱」専用フォームからお送りいただけます。



【問合せ先】 秘書広聴課 ☎029-240-7126（直通）

今年度まだ受けていない方のための健康診査追加実施

健康管理のためにも、積極的に健診を受けましょう。申込みは不要ですので、健診会場にお越しください。

実施日 1月17日(金)・18日(土)・20日(月)
受付時間 午前9時～11時、午後1時～2時30分
※30分前から番号札を配布します。

場所 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター
持ち物 健診受診券、健康保険証、自己負担金

※社会保険被扶養者は医療保険者から発行された特定健診受診券が必要です（町で行う健診の受診の可否については、加入されている医療保険者に確認してください）。

健診項目	対象者	自己負担金
生活習慣病予防健診	19～39歳	1,000円
特定健康診査	40～74歳	1,000円(国保)
高齢者健康診査	75歳以上	無料
肺がん検診	40歳以上	無料
前立腺がん検診	50歳以上の男性	500円
大腸がん検診	40歳以上	300円
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去未受診の方	500円

高齢者健診を受診される方で、心電図・貧血・眼底検査・血清クレアチニンを希望される場合は追加の検査料がかかります。

社会保険被扶養者の特定健診負担金は、ご加入の医療保険の種類により異なります。

※町民税非課税世帯等の方は、「特定健康診査」「高齢者健診の追加項目」以外の負担金が無料になります。受付時にお申し出ください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎029-240-7134（直通）
保 険 課 ☎029-240-7113（直通）

令和2年度 茨城町放課後児童クラブ児童募集

今年度より受付期間が変更となります

児童クラブとは？

放課後適切な生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

入会基準

保護者が右記のいずれかの理由で放課後の時間帯等に児童をみるできない状態にある世帯で、原則として、その他家族(祖父母など)も同様の状態に限りま

- ・常時働いている場合
- ・保護者が病気療養中等で児童をみるのが困難な場合
- ・妊娠、出産の場合(産前、産後期間のみ入会可。育児休暇中は対象外)
- ・同居の親族を常時介護、看護している場合

対象児童

小学校1年生から6年生までの児童

※応募人数が定員超過してしまった場合、原則として低学年(1年生～3年生)から優先して受け入れを行います。

児童クラブ一覧

児童クラブ名	開設場所	定員数
長岡児童クラブ	長岡小学校内(1F西側教室)	70
葵児童クラブ	葵小学校敷地内専用室	70
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内専用室	70
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内専用室	130

※開設時間 月～金曜日：放課後～午後6時30分
土曜日、長期休み：午前8時～午後6時30分

料 金 (減免制度あり。対象者の要件についてなど、詳しくはお問い合わせください)

保護者負担金	金 額	備 考
平日(月～金)利用	月額6,000円	同一世帯で2人以上入会する場合は、第2子半額/月額第3子無料/月額
平日(月～金)土曜日利用	月額8,000円	
長期休み(8月)	月額に4,000円を加算した額	

※その他おやつ代金が別途かかります(毎月2,000円程度)。

申込方法

こども課窓口にある申込用紙に記入のうえ、お申し込みください(町ホームページからダウンロードも可能です)。

受付期間

1月8日(水)～1月24日(金) ※例年より受付期間が早まりましたので、ご注意ください。

【問合せ先】 こども課 子育て支援グループ ☎029-240-7144（直通）